

あけまして  
おめでと  
うござい  
ます



# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811  
熊本県熊本市本荘6丁目8-7  
TEL. 096 (375) 4340  
FAX. 096 (375) 4341

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

## ワンポイント 宿泊税

ホテルや旅館の宿泊者に課税する法定外目的税。大阪府ではこの1月から1人1泊の宿泊料金に対して、1万円以上1万5千円未満100円、1万5千円以上2万円未満200円、2万円以上300円の税率の宿泊税を導入します。1万円未満は免税。東京都はすでに平成14年10月に税率2段階の宿泊税を導入しています。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合)  
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)  
1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)



# 資金繰りの見直し

景気の動向が不透明な中、会社の資金繰りに頭を悩ませている経営者の方もいらっしゃるのではないでしょうか。

「利益が出ていないのにお金が足りない」。そのようにならないために、資金繰りを見直してみましよう。

## ① 資金繰りの見直し

資金繰りの見直しは、経営改善の余地がないかどうかを探すことから始まります。

金融機関からの借入れに頼らざるを得ない場合もあります。まずは資金繰りを悪化させている要因を探し出し、日々の工夫や交渉により改善していきます。

### ① 資金繰り表の作成

収入と支出を一覧にして収支の過不足が分かる表を作成します。資金繰り表を作成することによって会社の資金状況を把握することができます。

最低でも三か月先の資金予測を立てるため、毎月必ず資金繰り表を作成し、頭の中で三か月先までのキャッシュの流れのイメージを持った上で経営判断できるようにします。

また、資金繰り表には将来予測の欄のほかに過去の実績の欄を設けると、予測と実績の対比ができます。

毎月必ず結果を検証するクセをつけると、毎月の資金予測が正確なものであったか検証できるのと同時に、資金予測の正確性を高めることが可能になります。

つまり、計画↓結果↓原因分析↓対策↓計画といったサイクルを繰り返すことによって、財務面でのリスクを減らし、安定した経営体制の基盤を作ることができます。

② 資金ショート時期の把握  
資金繰り表によって近い将来の資金が回るかどうか、又はいつ資金ショートが起ころうなのかがわかりますので、その対応を考えます。

### ③ 資金繰りの工夫

日々のちょっとした工夫で資金繰りを楽にすることができます。

- ・手形の金額は小額に分けて振り出してもらおう
- ↓状況に応じて現金化できませす
- ・取引先への支払期日を延ばす
- ↓資金の余裕ができます
- ・売掛金の回収を早める
- ↓資金の余裕ができます
- ・棚卸しを定期的に行い在庫状況を把握する
- ↓無駄な仕入が減り回転率が上がります
- ・固定費を見直す（家賃の値下げ・リース物件の再リース）
- ↓固定費が下がります

また、売掛金の管理を徹底する、無理な設備投資はしない、「現金の収支」と「事業の損益」を別に考えることなども重要となります。

## 2 緊急時の対処法 （リスケジュール）

資金繰りが悪化してきたときは、通常の処理をしていては資金ショートが発生してしまいます。そのときは、事業を継続するのに支障が出ないように、支払いの優先順位を決めた緊急の資金繰りを検討します。

手形支払の決済、取引先への支払い、従業員への給与の支払いなどを優先的に行い、金融機関への返済については、支払い延長のためのリスケジュール（債務返済の繰り延べ）を検討します。

資金繰りがどうしても厳しい状況に陥った場合、リスケジュールを行い、年間の返済額と借入返済能力とのバランスをとることも一つの方法です。

無理して支払わずに思い切って支払いを止めてしまうという方法です。

金融機関には、毎月の元金返済を半年程度猶予してもらおうように調整を依頼します。これは、緊急時の支払いの優先順位を考慮したやむを得ない行為といえ

ます。

支払猶予を獲得すれば、新規に資金調達した場合と同じような効果がありますので、資金に余裕ができ、経営はかなり改善します。心理的重圧も減りますので、考えも前向きになります。この間に、どうしたら売り上げがアップするのか、不採算部門をどのように処理するのかといった、利益に結びつく経営改善を考えることができます。

リスケジュールの交渉は、次のような手続で進めていきます。

「融資先が今後も支払いを続ける意志があり、融資した金額を回収できる可能性がある」と金融機関が判断すれば、リスケジュールに承諾してくれます。

そのためには、返済可能なプランを作成する必要があります。また、リスケジュールを承諾してもらえような「前向き」な計画書も必要です。

経費の節減や利益を生み出す体質作りなど、会社の前向きな姿勢を示す経営改善計画書を添付しましょう。

経営が苦しいので返済を猶予してくださいとお願いするだけ

より、改善計画書があったほうが、金融機関も稟議を通しやすくなります。

なお、金融機関から断られても簡単に引き下がらず、粘り強く交渉することが重要です。金融機関からの問い合わせや資料請求には早急に対応しましょう。

（リスケジュールの手順）

(1) 必要書類の作成  
返済条件変更依頼書・事業計画書（経営改善計画書）・資金繰り表

(2) 金融機関とのアポイントメント  
メインバンクからスタートし、原則として取引がある全金融機関が対象となります

(3) 金融機関との交渉  
状況の説明・計画書等の説明

(4) 金融機関の審査  
二週間程度を想定、金融機関からの融資条件をそのまま飲まない（交渉の余地があります）

(5) 開始日の確定  
開始後も定期的に達成度の審査があります

## 3 過剰な節税

業績が黒字で税金を支払うのがもったいないからと経費を無駄遣いしたり、税金を減らすということばかりを考える経営者もいるかと思いますが、逆にそれがお金が足りなくなってしまうことが多々あります。

実施すべき節税方法は、特に無駄遣いをする必要なく行えるような方法を自社で採用できないか十分に検討し、それを実行することです。節税の勧めを人等からアドバイスされても、それが無駄な出費を伴わないか見極めたうえで実行する必要があります。

一千万円の利益を消すのに、本来は経営に活かさない無駄な経費を一千万円使えばお金は一千万円無くなります。しかし、無駄な経費を使わなければ税金を支払っても六割〜七割のお金は残ることをお忘れなく。

保険を利用した節税も資金繰りに大きく影響がある場合もありますので、節税の際には資金繰りも十分留意したうえで進める必要があります。



～マイナンバー適用開始～  
1月固有業務のポイント

## 各種法定調書と 償却資産申告書の 作成

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付・税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等、他の月にはない業務が多くなります。

加えて本年からマイナンバーの記載が始まるため実務処理の負担も増え、様式のサイズが変更されたものもあります。

そこで、これら一月固有の業務のポイントについて整理してみます。

### I 法定調書

法定調書には多くの種類がありますが、そのうち一般的なものについてポイントを整理すると次のようになります。これらは、一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

#### 1 給与所得の源泉徴収票

##### 【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっていきます。なお、受給者交付用へのマイナンバー記載はしません。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

#### 2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

##### 【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成二十八年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者です。

なお、「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後一か月以内にすべての受給

者に交付することになっていま



#### 3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

##### 【税務署提出を要する範囲】

平成二十八年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

#### 4 不動産の使用料等の支払調書

##### (1) 提出義務者

平成二十八年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法

### 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

	受給者の区分	提出範囲
年末調整をした者	(1)法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成28年中に役員であった者	平成28年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成28年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3)上記(1)及び(2)以外の者	平成28年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった者	(4)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ平成28年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成28年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ平成28年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部 平成28年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

記載例

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

住所(住所)又は所在地 本法人 支店又は 支所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1										
氏名又は 名称	国税 三郎	個人番号又は法人番号 345678901234									
区分	細目	支払金額		源泉徴収税額		控除税額		戻付金		合計	
外交員報酬		2	400,000	000		98	016				
(備考)											
住所(住所)又は所在地 支払者	川口市西川口4-6-18										
氏名又は 名称	株式会社 ○○販売	個人番号又は法人番号 5678901234567									

(国税庁ホームページより)

(注) この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

- 1 1月から12月までの報酬の支払総額が2,400,000円(給与等の支払い金額なし)。
- 2 1のうち、支払調書作成日現在において未払の報酬の合計金額が200,000円。

人  
や  
不  
動  
産  
業  
者  
で  
あ  
る  
個  
人  
。  
(2) 支  
払  
調  
書  
の  
提  
出  
範  
囲  
同  
一  
人  
に  
対  
す  
る  
平  
成  
二  
十  
八  
年  
中  
の  
支  
払  
金  
額  
の  
合  
計  
が  
一  
五  
万  
円  
を  
超  
え  
る  
も  
の  
。  
な  
お  
、  
法  
人  
に  
支  
払  
わ  
れ  
る  
不  
動

1 申告すべき資産  
平成二十九年一月一日現在において現存する事業用償却資産(他に貸し付けているものを含まず)について申告します。具体的には、下表に掲げるようなものです。  
なお、土地及び家屋は、不動産登記簿や実地調査により市町村が独自で課税台帳を作るので申告という制度はありません。

Ⅲ 償却資産申告書

給与支払事業者は、住民税の特別徴収の資料とするために、一月末日までに受給者の一月一日現在居住する市町村長宛に「給与支払報告書」(源泉徴収票と複写で書けるもの二枚)と総括表を提出する必要があります。

Ⅱ 給与支払報告書

産の使用料等については、地上権、不動産等の賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価がない場合には、提出は不要です(主に個人の不動産所得のチェックに使われるためです)。

3 免税点  
課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は、課税されません。

(2) 今年度初めて申告する者：  
全資産申告  
平成二十九年一月一日現在所有する全資産について申告します。

2 申告の方法

(1) 前年度(平成二十八年度)に申告した者……増減申告  
平成二十八年一月二日から平成二十九年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型自動車は、二重課税排除の見地から課税対象外となっています。  
注意すべき点として「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

種類別資産例

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	広告塔、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造・加工・修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車(自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、ワープロ、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

4 納期  
納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です(市区町村によって異なる場合があります)。

## 雇用保険制度の改正 (平成二十九年一月施行)

平成二十九年一月より雇用保険の適用のあり方や早期再就職促進などの課題に対応するため制度の見直しが行われました。今回はその主なものについて触れていきます。

### 一 適用対象の範囲拡大

#### ① 高年齢被保険者

従来は、新たに雇用された六十五歳以上の者は雇用保険の一般被保険者とはなりませんでした。

六十五歳以上の雇用者数、新規求職者数、就職件数などが増加傾向にあること等を踏まえ、失業者のセーフティネットの確保という観点から、六十五歳以降に雇用された場合も雇用保険の被保険者（高年齢被保険者）とすることとされました。

#### ② 届出

平成二十九年一月以降に六十

五歳以上の者を雇い入れたときは、六十五歳未満の者の手続きと同様に雇い入れた月の翌十日までに雇用保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます）を提出します。

なお、平成二十八年十二月末時点で雇用している六十五歳以上の者（六十五歳到達前から雇用され、継続して被保険者とされている者を除く）を、平成二十九年一月以降も引き続き雇用しているときは、その者についても資格取得届をハローワークに提出する必要があります。この場合は、提出期限の特例が設けられており、平成二十九年三月三十一日までに提出をすればよいこととされています。

#### ③ 保険料

毎年四月一日時点において満六十四歳以上の者は雇用保険料が免除されています。

この取り扱いは今後廃止され、平成三十二年四月以降は保険料が徴収されることとなりました。それまでの間は従来どおり免除とされているため、給与から保険料を控除する必要はありません。

#### ④ 給付

高年齢被保険者が離職し、所定の要件を満たす場合は、高年齢求職者給付金が支給されます（老齢年金との併給可）。

また、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金についても所定要件を満たす場合は支給対象となります。

### 二 特定受給資格者の基準

特定受給資格者※とされる者の基準のうち一部が見直されました。追加・変更されたのは次の点です。

① 事業所から妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けたことにより離職した場合や、育児休業・介護休業等の申出を拒否されたことにより離職した場合は特定受給資格者となります。

② 事業所からの賃金不払い（賃金の三分の一を超える額が払われていない）があったときは、従来は賃金不払いが二か月以上続いた場合又は離職前六か月のうち三か月以上あった場合に対象となっていました。賃金不払いが一度でも

あれば特定受給資格者となります。

※ 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者をいいます。

該当する場合、失業等給付（基本手当）の受給資格を得るために必要な雇用保険加入期間（雇用保険に加入していた期間のうち、賃金支払基礎日数が十一日以上ある月を一月と計算します）が、「六か月以上」に短縮（通常は十二か月以上）されることのほか、所定給付日数が手厚くなる場合があります。

### 三 就職促進給付の拡充

#### (一) 再就職手当

失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率が引き上げられました。

所定給付日数（離職理由、被保険者期間等により九十日から三百六十日の範囲で決定）の三分の一以上を残して再就職した場合は支給残日数の六〇%（従



来は五〇％)、三分の二以上を履して再就職した場合は支給残日数の七〇％(従来は六〇％)に基本手当日額を乗じた一時金が支給されます。

## (二) 移転費

移転費は、公共職業安定所の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者等の移転に要する費用を支給する制度です。

受給資格者等の負担軽減を図るとともに、例えばＵターン就職等の促進の観点から、移転費のうちの一つとして支給されている着後手当の額(従来は三万八千円)が引き上げられ、移動距離が百km未満のときは七万六千円、百km以上のときは九万五千円とされました。  
※親族を随伴しない場合は半額が支給されます。

## 四 求職活動支援費

「広域求職活動費」の名称が「求職活動支援費」に改められ、次の三つに区分されました。

- ・ 広域求職活動費
- ・ 短期訓練受講費(新設)

・ 求職活動関係役務利用費(新設)

新たに設けられた短期訓練受講費と求職活動関係役務利用費とは次のようなものです。

### ① 短期訓練受講費

受給資格者等が、公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け修了した場合に、受講のために支払った費用(入学期料及び受講料に限る)について支給されるものです。

一般教育訓練給付の対象とされていないものが支給対象となる訓練講座であり、受講のために支払った費用の二割(上限十万円)が支給されます。

### ② 求職活動関係役務利用費

受給資格者等が求人者に面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その者の子に関して、保育等サービスを利用した場合に支給(求人者との面接等を行った日は十五日分、訓練を受講した日は六十分を限度)されます。給付割合は、利用費の八割(一日当たり上限八千円)です。

支給対象となる保育等サービス

アの例は次のとおりです。  
ア 保育所、認定こども園で行われる保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

イ 地域子ども・子育て支援事業(例…一時預かり事業、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等)

ウ その他ア、イに準ずる役務(認可外保育所で行われる保育、ベビーシッター等)

## 五 一般教育訓練給付

一般教育訓練給付の対象となる費用の範囲が拡大され、訓練開始日前一年以内にキャリアコンサルティングを受けた場合の経費が、一般教育訓練給付の支給対象とされました。

給付割合は、要した費用の二割(上限二万円)です。

この改正は、経済社会環境が変化していく中、労働者が自らのキャリアを主体的に考え、これに即して職業能力の開発、向上に取り組むことが重要であるとし、労働者が自己負担によりキャリアコンサルティングを受

けた場合に、その費用を給付の対象にするものです。

## 六 その他

育児・介護休業法の改正に併せ、育児休業給付金・介護休業給付金の要件等の見直しも行われています。

例えば、介護休業給付に関しては対象家族の拡大が行われています。

対象家族とされる①配偶者、②父母、③配偶者の父母、④子供、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦孫のうち、⑤から⑦の者は、労働者が「同居・扶養」していることが要件とされていましたが、同居しない親族の介護を行う事例も見られることから、この同居・扶養要件は削除されました(同居・扶養していない者を介護している場合も給付金の対象とされます)。

また、支給回数制限の緩和が行われ、被保険者が対象家族を介護するための休業は、対象家族一人につき三回(従来は原則一回)までの休業が、介護休業給付金の支給対象とされました。

## オペラ

オペラをご覧になったことはありますか？

以前は欧米の劇場の来日公演が大半で、チケットも手に入れ難く敷居の高いものでしたが、近頃は日本の劇場や歌劇団主催の公演も増え、私たちにとっても少しずつ身近なものとなってきました。

オペラとは簡単に言えば「物語を歌で進行させるお芝居」ですが、その物語は、神話に出てくる神々に題材を得たものから庶民の暮らしを描いたものまで様々です。日本の感覚で言えば、古事記から世話物まで、といったところでしょうか。

日本を舞台とし、日本の童謡など耳馴染みのある旋律を随所に用いた、プッチーニ作曲の「蝶々夫人」や、日常のリアリズムを追求し、普遍的な人間の感情を音楽にぶつけたヴェリズモ(真実主義)オペラの傑作、レオンカヴァッロ作曲の「道化師」、マスカーニ作曲の「カヴァレリア・ルステ

ィカーナ」などは、オペラ初心者の方にも比較的抵抗なくご覧いただけることでしょう。

オペラはその歴史の中で、音楽だけでなく舞台装置や衣装・演出等の効果も重要視し、「総合芸術」として発展してきました。

そしてもう一つの大きな要素は、劇場自体の美しさです。

本場ヨーロッパには、世界遺産にもなったドイツのバイロイト辺境伯歌劇場、ミュージカル「オペラ座の怪人」の舞台となったパリ・オペラ座(ガルニエ宮)など、ため息の出るような美しい歌劇場が数多くあります。

日本でも音響の素晴らしい劇場が増えてきました。

日本ならではの豊かな自然を借景とした劇場などもあり、ヨーロッパのそれとはまた違った良さがあります。

心からの感動を味わいに、ぜひ劇場にお出かけ下さい。作品のあらすじを予習していけば、さらに楽しめることでしょう。

### 冬に咲く花

寒い日が毎日続くと、暖かい春の訪れが待ち遠しく感じるものです。しかし、そのような寒い季節にも、私たちの目を楽しませてくれる花々が咲いています。白く小さい可憐な水仙や、濃い緑の葉に白やピンクの花が鮮やかな寒椿などは、公園や街中の生垣などでよく見かけられますね。その他にも、庭の木に黄

色い花を咲かせる甘い香りの臘梅(ろうばい)や、八重の花びらが美しい山茶花(さざんか)なども、冬の代表的な花と言えます。凜とした冷たい空気の中で美しく咲くこれらの花々を、今年はいくつ見つけられるでしょう。寒い季節でも、外に出ることが少し楽しくなりませんか？

### ～元は女歌舞伎～

男性だけで構成される女人禁制の舞台、歌舞伎。当然、女性の役も男性が演じています。

女性顔負けの美しい女形は見るだけでうっとりしますが、そもそも、なぜ男性だけの舞台芸術が生まれたのでしょうか。

元は、江戸時代の幕開けとちょうど同じ頃、京都は四条の河原で一人の女性が踊り始めたものが評判を呼び、多くの女性たちが真似て「女歌舞伎」となったのですが、これが「風俗を乱す」という事で禁止され、次に未成年男性が引き継いで始めた「若衆(わかしゅ)歌舞伎」も、やはり同じ理由で禁止されてしまいました。

ならばと始まったのが、成人男性が演じる「野郎(やろう)歌舞伎」です。これが大きく発展して、現在では日本の伝統芸能にまでなったのです。